健第３６８４号

令和３年３月２５日

各市町村長　様

大阪府健康医療部長

大阪府がん対策推進委員会がん検診部会長

（生活習慣病検診等管理指導協議会）

大腸がん検診の要精検率について（通知）

日頃から、本府の健康医療行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

　本府では、大阪府がん対策推進委員会がん検診部会（生活習慣病検診等管理指導協議会）を設置し、専門的な見地から市町村及び検診機関に対し、がん検診の実施方法、その効果及び精度管理のあり方等について、『健康診査管理指導等事業実施のための指針』に基づき適切な指導を行うために協議しております。

さて、本年３月に開催しました本部会において、大阪府内で実施した大腸がん検診の要精検率について、下記のとおり意見がありました。

　つきましては、部会の意見を踏まえ、適切な要精検者の抽出のため、各市町村において取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**＜意見＞**

**〇　許容値を満たしていなかった市町村について、その多くが集団検診ではなく個別検診での要精検率が高いことから、医療機関毎の要精検率を算出するなど、現状把握を行うこと。**

**〇　要精検率が著しく高い医療機関については、必要に応じて医療機関へのヒアリングや現地調査などにより、測定用キットなど実施方法の点検を行うこと。特に府における過去の調査によると、要精検率の高い医療機関が採用している測定用キットやカットオフ値の適正が疑われるケースが見受けられるため、その点留意していただきたい。**

※許容値とは

厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書（がん検診事業の評価に関する委員会、平成20 年3 月）において、精度管理指標（要精検率等）に対して設定されている、がん検診を適正に実施する上で基本的な要件とされる値。

※大腸がん要精検率　許容値7.0%以下

|  |
| --- |
| 問い合せ先大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課電　話：06-6944-6791（直通）ＦＡＸ：06-6944-7262 |